

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_5 ー公的年金と社会保険③ー

2024.7.11

小川FP・行政書士事務所
あいちライフサイクルマナー
小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

公的年金と社会保険③

最近、勉強しているんだけど日本の公的年金って結構、難しいよね。何か見落としている点あるかな。



あら、そんな難しいこと私に聞かないで。繰り上げ、繰り下げ制度があることは前回勉強して理解したわよ。繰り下げると0.7%/月増額されるのよね。



それはそうなんだけど、ねんきんネットやねんきん定期便に記載がない加給年金があるようだ。厚生年金を繰り下げるともらえなくなるようですが本当ですか、先生。



本当です。まずは加給年金がもらえる条件がいくつかあるので確認してください。特に厚生年金の加入期間が240月必要です。受給資格があるのに厚生年金を繰り下げるともらえません。夫婦の年齢差が大きいほどもらえなくなる金額も大きくなります。



何か落とし穴のような制度ですね。いくらくらいもらえるのですか。



そうですね。加給年金の受給要件を見落とさないようにしてください。配偶者は39万円/年です。夫（妻）が65歳になってから年下の妻（夫）が65歳になるまでもらえます。他の条件がを満たすとすると、年齢差が大きいほど受給額は大きくなります。例えば10歳差だとすると
 $39\text{万円/年} \times 10\text{年} = 390\text{万円}$ にもなります。



公的保険と社会保険③

そうなんです。それは大きい金額ですね。要件を確認します。それと最近、新聞で見たのですが、年金受給の時効が事実上、なくなったとでていましたが、これはどういうことですか。



よく勉強していますね。これは、繰り下げが75歳までできるようになったのですが、従来は5年で受給権が時効になっていました。うっかりでもらえなくのを防ぐため、受給手续をするときの5年前に遡って請求があったものとみなされるという制度です。

じゃあ、これは受給者にとっていい改正ということですね。うっかりで本来もらえたはずの年金受給権が失権してもらえなくなることもなくなったということですね。



はい、そのとおりです。アメのような政策もあればムチのような政策もあると感じます。制度変更には理由があるのですが、何か制度全体でますます複雑になっているようです。

まあ、私たちには制度全体なんか知る必要はないので、自分たちがいくらもらえて老後資金がまわるかどうかを知りたいだけです。



そういう場合は、年金受給、就労、住宅ローン返済、資産運用などいろいろな要素をいれてリタイアメントプランニングという作業をFPに依頼してみると正確な数字が見えてきますよ。



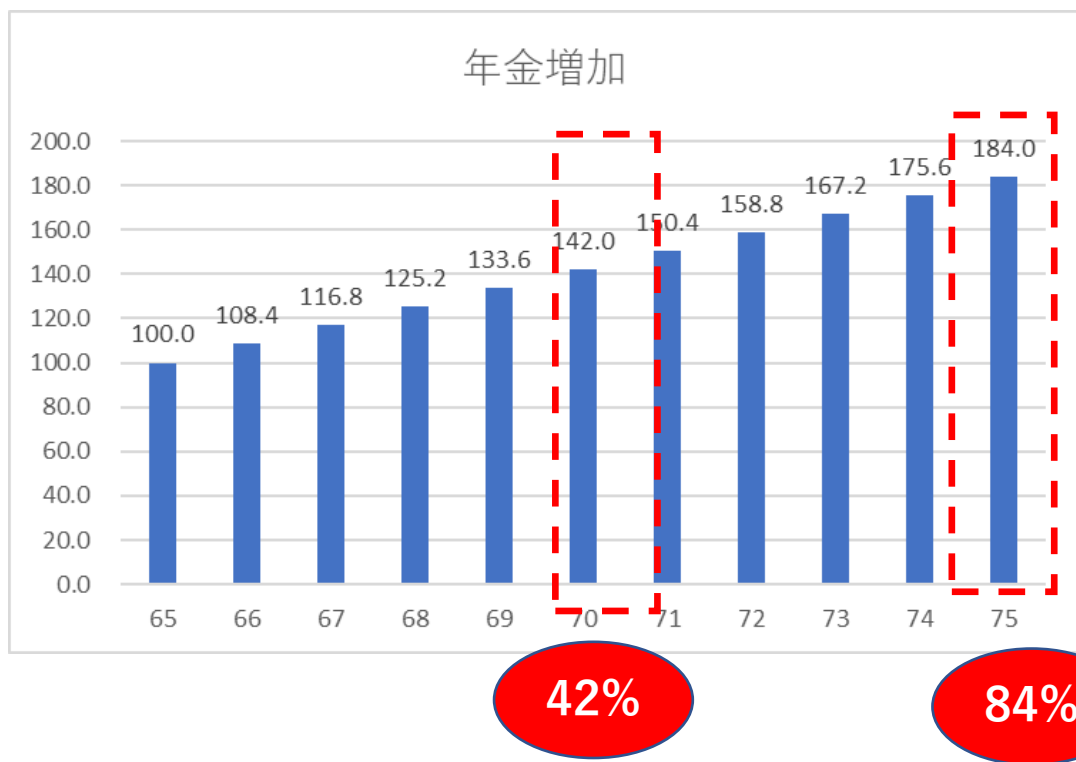
本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 年金を繰り下げる場合、①増額方式、②一括受給方式があります。受給をするときまで手続をせずに受給を決心した時に手続にいけばよいです。（一旦手続をするとその後事情が変更になっても取り消せません。）
- ✓ 加給年金を受給できるのに厚生年金を繰り下げた場合、加給年金はもらえません。夫婦の年齢差が大きいほどもらえなくなる金額が増えます。（配偶者：39万円/年）
- ✓ 年金受給の時効が事実上、なくなりました。「特例的な繰下げみなし増額制度」により5年前にみなし請求があったものとされます。

基礎年金、厚生年金の繰下の受給の仕方

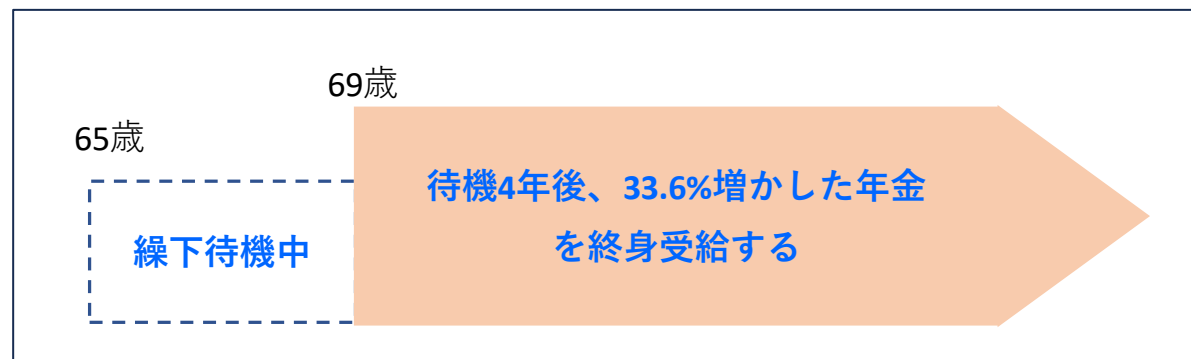
75歳まで繰り下げ可能で最大84%増額（控除前）可能になります。
繰り下げ時のもらい方は①増額方式と②一括受給方式を選択します。

◆65歳になって裁定請求をしないと自動で繰り下がります。
受給したくなるまで放置しておくことの方がよい。
年金時給の時効は2023.4改正で事実上、なくなりました。

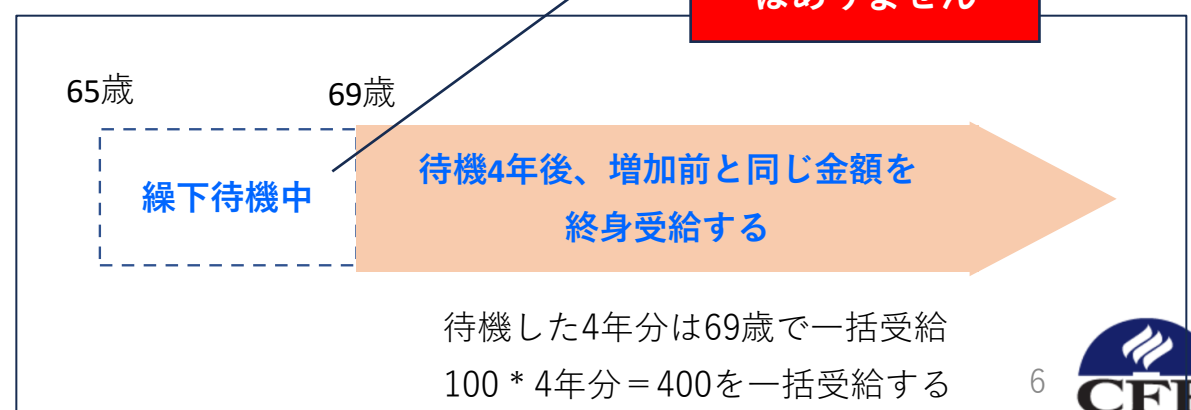


◆繰り下げ受給の貰い方

① 増額方式



② 一括受給方式



厚生年金の繰下 ～加給年金～

厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あり、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳未満（障害者は20歳未満）の子がいるときに加算されます。

老齢厚生年金（加給年金）

受給資格

- ・世帯主の厚生年金被保険者期間が**20年以上**ある。
- ・世帯主が65歳到達時に生計を維持している**配偶者または子ども**がいる。
- ・対象となる**配偶者または子どもの年収が850万円未満**（所得655.5万円未満）である。
- ・配偶者が、**厚生年金保険および共済組合等の加入期間が20年未満**

申請先

✓ 年金事務所

受給額

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	223,800円（※2）	65歳未満であること （大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません）
1人目・2人目の子	各223,800円	18歳到達年度の末日までの間の子 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
3人目以降の子	各74,600円	18歳到達年度の末日までの間の子 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

（※2）老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に33,100円から165,100円が特別加算されます。

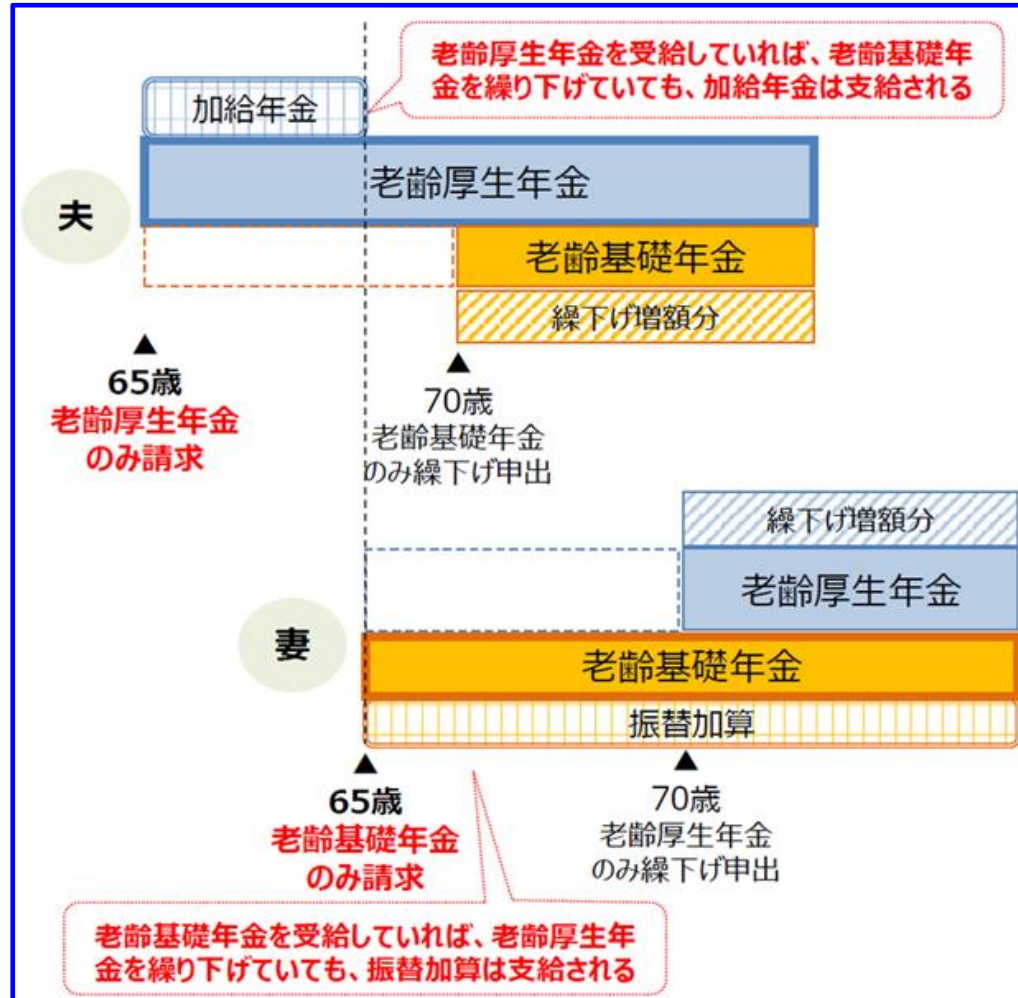
配偶者加給年金額の特別加算額（令和4年4月から）

受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額
昭和9年4月2日から昭和15年4月1日	33,100円	256,900円
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日	66,000円	289,800円
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日	99,100円	322,900円
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日	132,100円	355,900円
昭和18年4月2日以後	165,100円	388,900円

出所：日本年金機構

厚生年金の繰下 ～加給年金～

厚生年金の繰り下げをすると加給年金が支給されません。受給資格があるのにうっかり厚生年金の繰下を選択して受給できなくなることには注意しましょう。



出所：厚労省HP

注意点

✓ 世帯主が、**老齢厚生年金を繰り下げている間は、加給年金は支給されません。**

✓ 世帯主（夫）の「老齢基礎年金」と、妻の「老齢厚生年金」は、繰り下げても「加給年金」や「振替加算」には影響しません。

✓ **妻(夫) が65歳**になると、それまで夫（妻）に支給されていた**加給年金額が打ち切られます。**

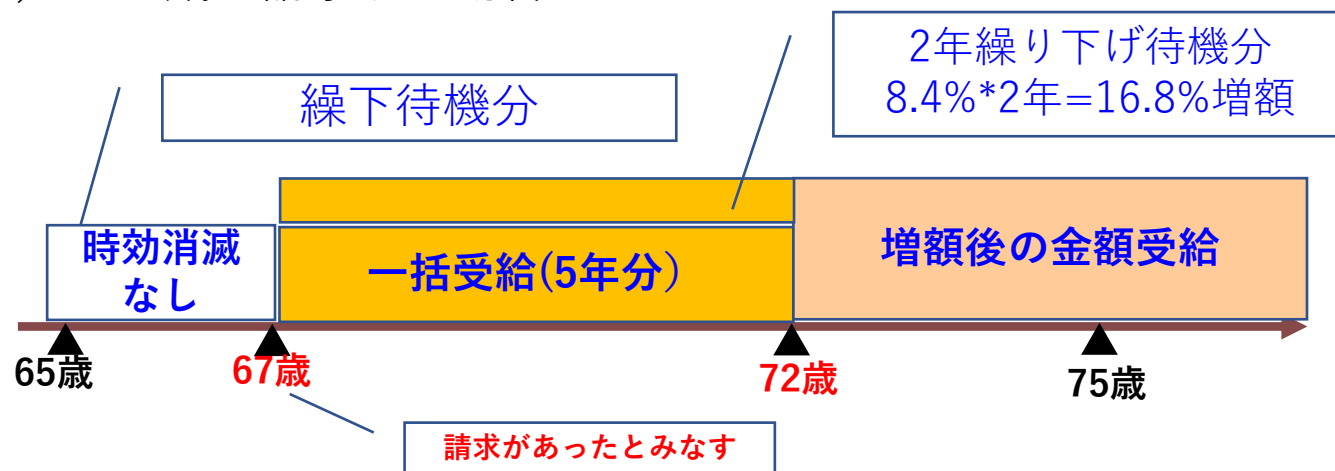
✓ **配偶者が被保険者期間20年以上**の老齢厚生年金、または障害年金を受給する場合は、加給年金の**支給は停止されます。**

基礎年金、厚生年金の繰下 ～みなし請求～

従来、5年で年金受給権は消滅しましたが、2023/4以降は時効消滅する部分が基本的になくなります。
5年前に遡り請求があったものとみなされます。（「特例的な繰下げみなし増額制度」）

2023年4月以降

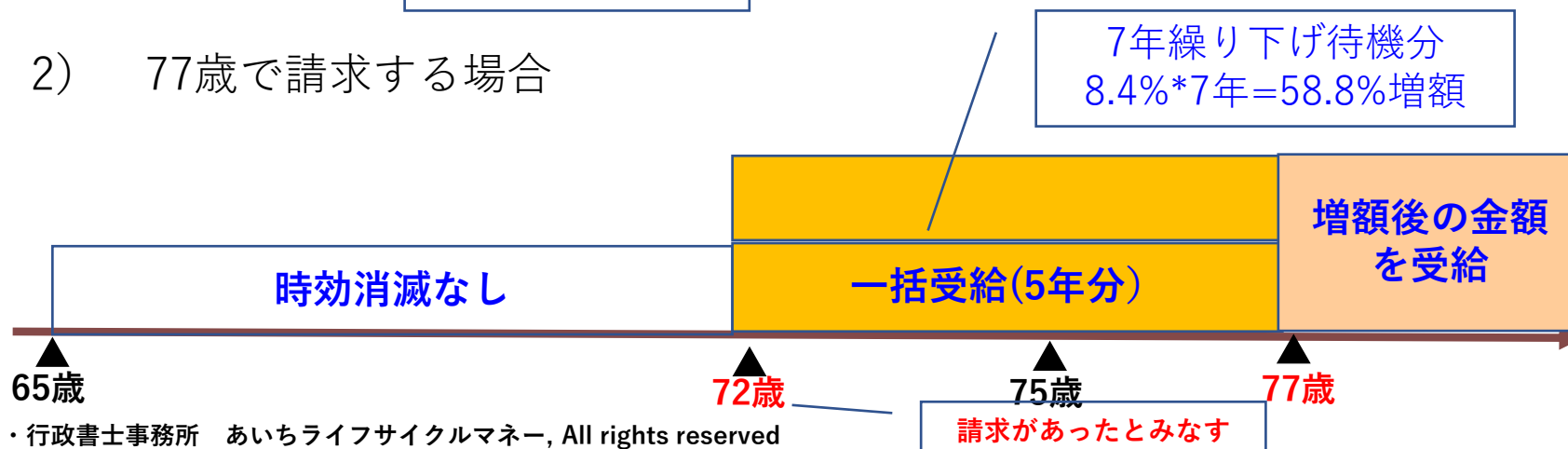
1) 72歳で請求する場合



70歳から80歳誕生日の前々日までの請求なら5年前に繰り下げ請求があったとみなされます

2023/3までは5年で時効となる部分は受給できず、増額もなし。

2) 77歳で請求する場合

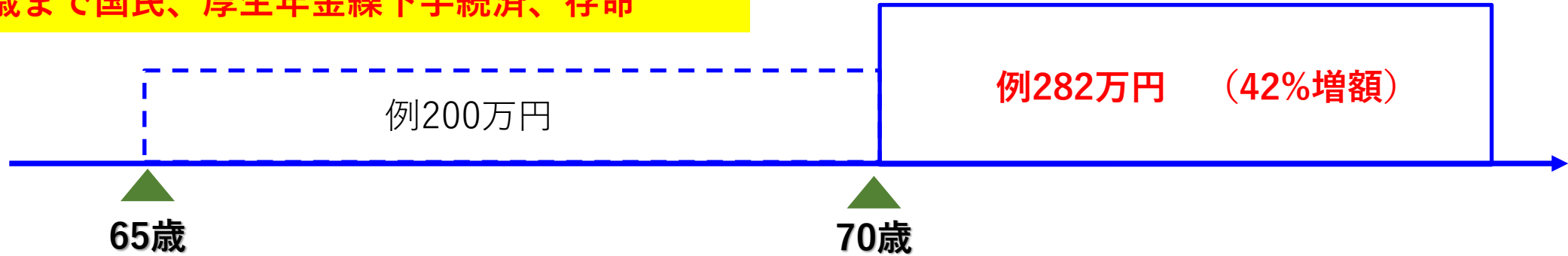


亡くなった時に発生する未支給年金は5年の時効があります。

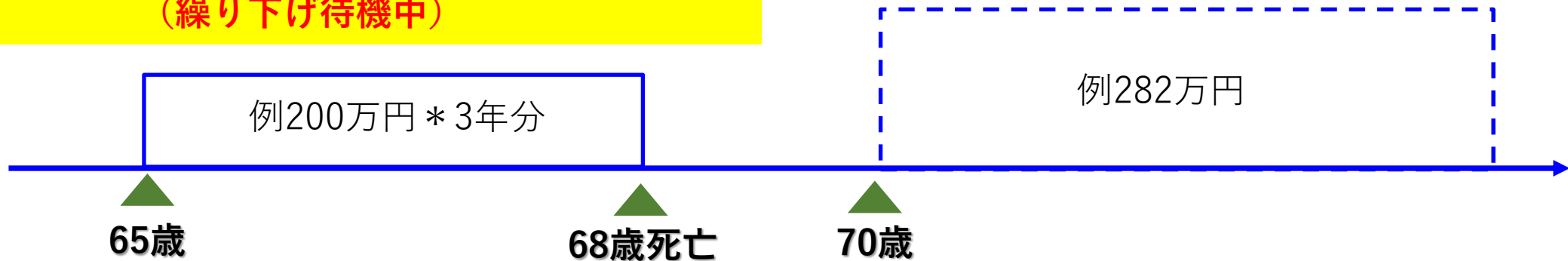
基礎年金、厚生年金の繰下

繰下げ待機中に死亡した場合、増額されるはずの年金では受け取れません。

70歳まで国民、厚生年金繰下手続き済、存命



70歳まで国民、厚生年金繰下手続き済、68歳で死亡
(繰り下げ待機中)



未収年金として、**65歳からもらうはずだった金額（増額前）** * 65から死亡時まで年数を受給します。8.4%/年*3年分の増額された金額=254万円を受給できません。

基礎年金、厚生年金の繰上時の注意点

繰上受給の場合も注意が必要です。詳細は年金事務所で確認してから決めましょう。

1. 過去に免除、猶予を受けた国民年金保険料の追納ができません。
2. 60歳から最大65歳までの国民年金への任意加入もできません。
→保険料を追加で納付することで、年金受給額を増額する機会が大幅に減ることになります。
3. 繰上請求後は事後重症などによる障害年金の請求ができなくなります。
→60歳時点で持病を抱えている場合は要注意です。
4. 繰上受給後は、老齢基礎年金と遺族厚生年金は65歳まで併給できません。
→もし61歳で夫死亡、60歳で妻が繰上受給を開始していた場合で遺族厚生年金>基礎年金なら遺族厚生年金を選択受給、繰上げた老齢年金は受給できなくなります。
5. 妻が老齢年金を繰り上げ受給すると自営業の夫が亡くなった場合の妻への寡婦年金も受給できません。
6. 雇用保険の基本手当、高年齢雇用継続給付金を受け取ると、繰り上げ後の年金が減額されます。

Thinking time !

公的年金を繰下、繰上のメリット、デメリットを検討しましょう。

繰り下げ

- ・厚生年金を繰り下げるともらえなくなるのは何が知っていますか。
- ・年金の時効が事実上なくなりました。なぜか知っていますか。



繰り上げ

- ・デメリットで該当する項目や該当した場合のことを考えていますか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

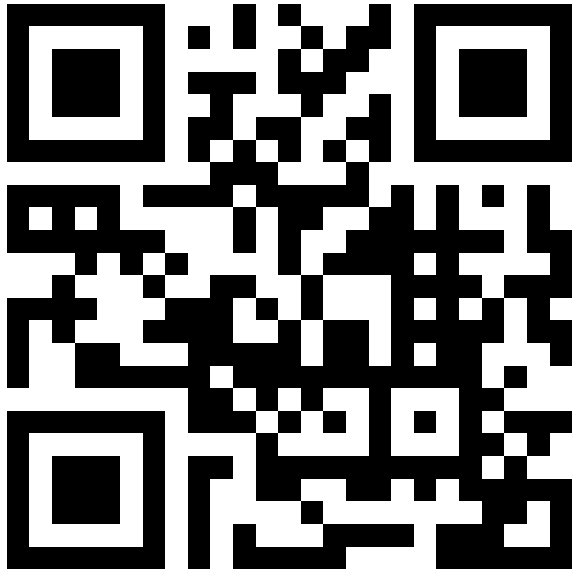
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

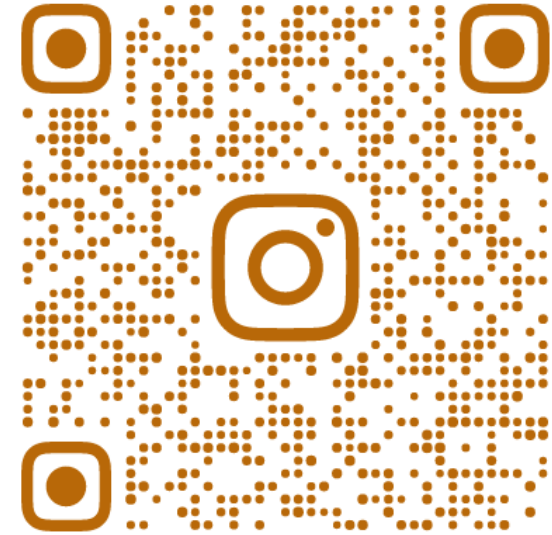
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN